

## 自主的対応策(大規模小売店舗立地法第8条第7項による届出事項を変更しない旨の通知)の概要

店舗名:(仮称)京都駅南開発計画

所在地:京都市南区西九条北ノ内町12番,18番

京都市南区西九条鳥居口町1番,2番,4番1,4番2

京都市南区西九条院町25番,26番,26番2

提出日:平成19年8月24日

概要:以下のとおり

### 1 東寺道への交通量の負荷軽減策について

- ・セットバックにより拡幅される西洞院通及び東寺道について、新たに発生する通過交通に係る対応として、西洞院通については出口1から八条通までの区間を一方通行規制とし、東寺道から出口1までの区間については相互通行とする交通規制となるよう、関係機関(京都府警察本部交通規制課及び京都市道路河川管理課、近隣町内会等)と協議を行い、交通処理計画を見直した。
- ・西洞院通拡幅後の交通規制の変更については交通管理者及び道路管理者に概ね了解いただいているので、今後、道路拡幅部の供用及び規制内容、実施時期など、詳細については公安委員会による決定が必要となるが、道路法24条による施工承認に向け引き続き必要な協議を行う。
- ・北方面への退店車両については東寺道を経由した出庫誘導を行わず、出口1を左折出庫し、出口1から八条通までの区間が一方通行(2車線)となる西洞院通及び八条通を経由して油小路八条交差点を右折して退店するよう誘導経路を変更する。
- ・主たる退店経路は、出口1を左折出庫して西洞院通を経由して八条通へと至る経路となり、出口1を右折出庫して東寺道を経由する退店経路は付加的な利用とする。
- ・駐車場からの出庫誘導に際して、特に休日ピーク時間帯等について油小路東寺道交差点の信号待ち滞留状況を警備員(交通整理員)により確認し、東寺道の渋滞が予見される場合には南方面、南西方面、西方面、北西方面への退店車両を東寺道へ誘導せず、西洞院通を経由するような出庫誘導を行うよう、無線によりオペレーションセンターから出口1に配置される交通整理員に指令を出す等の対策を取る。
- ・油小路東寺道交差点以外においても、退店車両による油小路通南行きや八条通西行き等、周辺道路への交通負荷を軽減するため、油小路通や八条通の渋滞状況を警備員(交通整理員)により確認し、油小路通南行きや八条通西行きが著しく混雑している場合には西洞院通から八条通を右折し、八条通東行きから各方面へ帰宅する迂回誘導を行う。

- ・東寺道周辺の住居や近隣に立地する小学校，保育所，児童公園等への環境負荷に配慮し，特に夜間等の出庫交通量が少ない時間帯においても，南方面，南西方面，西方面，北西方面への退店車両を東寺道へ誘導しないよう出口1で左折出庫させ，西洞院通を経由するような出庫誘導を行う。
- ・ポストコーン等で出口1の手前で左折出庫レーンに集約し，出口1で車両を左折誘導することにより，退店車両をなるべく東寺道へ誘導しないような出庫対応を行う。

## 2 公共交通機関の利用促進について

- ・京都駅を経由して来店されるお客様のための案内表示及び来退店時に公共交通機関の利用促進を呼びかける広告広報を京都駅構内に掲示する。
- ・公共交通機関による来店利便性が高いことや，来店時の公共交通機関の利用呼びかけをチラシや店舗ホームページ等で行う。
- ・オープン期に公共交通機関を利用してご来店いただいたお客様を対象としたプレゼントキャンペーンを実施する。
- ・株式会社スルッとKANSAIと提携し，当該店舗においてPiTaPa提携カードを利用して買い物をしていただいたお客様については，ご利用金額に応じてPiTaPa交通代金として利用可能なポイントが付与される「ショップdeポイント」サービスを店舗オープンと同時に実施する。
- ・近鉄京都駅及び近鉄名店街の改修計画に関して，京都駅近鉄名店街商店街振興組合と協議を行い，京都駅からの来店歩行者の安全を確保する。
- ・「京都駅南口歩行者用立体横断施設計画」への協力を行う他，開店後の状況を見ながら，引き続き公共交通機関の利用促進策の検討し，実施していく。